

# 宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針

平成23年 8月22日 策定  
平成27年 6月19日 改正  
宮 崎 県

## 1 本方針の背景と目的

県は、沿岸漁業の漁獲量を維持・回復するため、これまで、水産資源の利用状況や経済状況等から選定した主要種を対象に資源管理施策を進めてきたが、沿岸漁業全体の漁獲量は低位で推移しており、十分な効果は得られていない。

このため、県は、宮崎県水産業・漁村振興長期計画に基づき、水産資源の利用及び管理(以下「管理」という。)の対象資源をできる限り増やすとともに、一旦定めた管理の措置についてもその効果の検証と改善を繰り返すことにより、有効な資源管理を実現する体制を構築し、資源の回復を図ることとする。併せて資源評価の結果等、資源管理に関する認識を共有することにより関係者が一体となった資源管理を推進する体制を構築する。

本方針は、このような新しい体制での資源管理を進めるに当たって、その考え方や推進方法に関する基本的な事項を定めるものである。

## 2 水産資源の管理の推進に関する基本的な考え方

①宮崎県資源評価委員会(以下「資源評価委員会」という。)が行う本県沿岸の水産資源の評価結果に基づき、②県は、当該水産資源の管理の方向性\*を定め、③県及び漁業者はそれに基づき、水産資源の管理の計画を策定し、④実践する(図1)。以後、①～④を繰り返しながら資源状況の再評価と、指針及び管理の計画の内容を見直す一連のサイクルによる管理を基本とする。

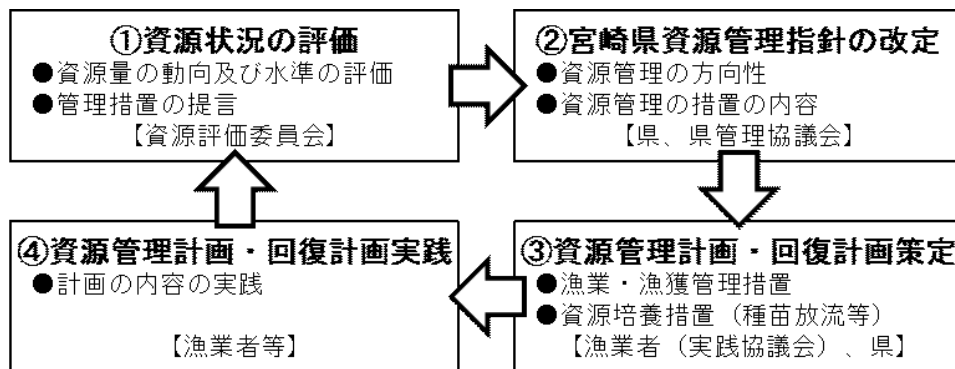


図1 水産資源の管理等の仕組み

\*:資源の水準や増減の傾向に応じた「休漁」等の管理措置の内容と、その「強化」や「緩和」等の方向付け

## 3 水産資源の評価と管理の計画の策定に関する具体的手順

### (1) 水産資源の評価

県は、水産資源の管理の方向性を定め又は既定の管理の計画の効果を検証

し、改善するために必要な、客観的かつ適正な資源評価結果を得るため、外部の専門家を含む資源評価委員会を設置する。資源評価委員会は、別に定める「宮崎県資源評価委員会における資源評価基準」に基づいて資源評価を行い、当該水産資源に対する管理措置に関する提言を含む評価結果を県に対して講評するものとする。県は、評価結果の内容を公表する。

県及び宮崎県資源管理協議会(以下「県協議会」という。)は、共同して資源評価に必要な水揚げ数量や操業漁船数等の漁獲努力量及び各種統計データ等の情報の収集を行い、関係漁業者及び漁協は、各情報の収集に関してできる限りの協力を行うものとする。

## (2) 資源管理の方向性の決定と提示

県は、資源評価の結果を受け、県協議会の意見を聴いた上で、資源管理の方向性及び措置の内容を宮崎県資源管理指針(以下「指針」という。)に示し、公表する。なお、資源管理の方向性を示す基本的な3つのケースと、想定される対応のイメージについて、以下に示す。

### ①: 資源管理の措置の強化が必要な場合

現行の資源管理計画の内容の強化改定又は資源回復計画の策定によって措置する。

県は、強度の管理措置実施が漁業経営に与える影響を緩和するため、計画に参加する漁業者の余剰資源を対象とした漁業種への転換や種苗放流等による資源培養措置等による支援についても検討する。

### ②: 現行の資源管理の措置が適当な場合

現行の管理の内容の継続を基本とし、漁業者は必要に応じて資源管理計画の策定によって措置する。

資源回復計画を実施中のものについては、県は管理措置の内容の緩和についても検討する。

### ③: 資源管理の措置の緩和等が可能な場合

原則的には②に準ずるものとするが、水産資源の状況が極めて良好で、より積極的な利用が望める場合には、県は、余剰資源の有効利用を促進するための漁業制度上の措置等についても検討する。

## (3) 資源の管理計画の策定

水産資源の管理計画は、指針に示された方向性に沿って、水産資源ごと又は漁業種類ごとに策定する。

資源管理計画は、漁業者の自主的な取組による管理措置とし、漁業者が主体となり、宮崎県資源管理実践漁業者協議会(以下「実践協議会」という。)において内容を協議し、策定する。その際、県は県協議会と連携して、実践協議会で資源評価の結果や指針に沿った漁業者の自主的管理が図られるよう指導を行う。

また、資源回復計画は、積極的な資源の回復を図ることが必要なものに対し、県が主体となり、実践協議会の意見を踏まえ、別に定める資源回復計画作成要領

に基づいて策定する。

なお、資源管理計画等の策定に際して必要がある場合、県は、宮崎海区漁業調整委員会の協力を求める。

#### 4 資源管理の計画の実践

資源管理の計画の実践に当たっては、漁業者は漁業関係法令やこれに基づく規則等を遵守しつつ定められた措置を実施し、県は県協議会と連携して実施状況の確認と指導を行うものとする。

この他、本県の沿岸資源の管理等に関する取組みは、漁業関係団体及び市町とも一体となって推進し、県は必要に応じて一般県民に対しても協力を求めるものとする(図2)。

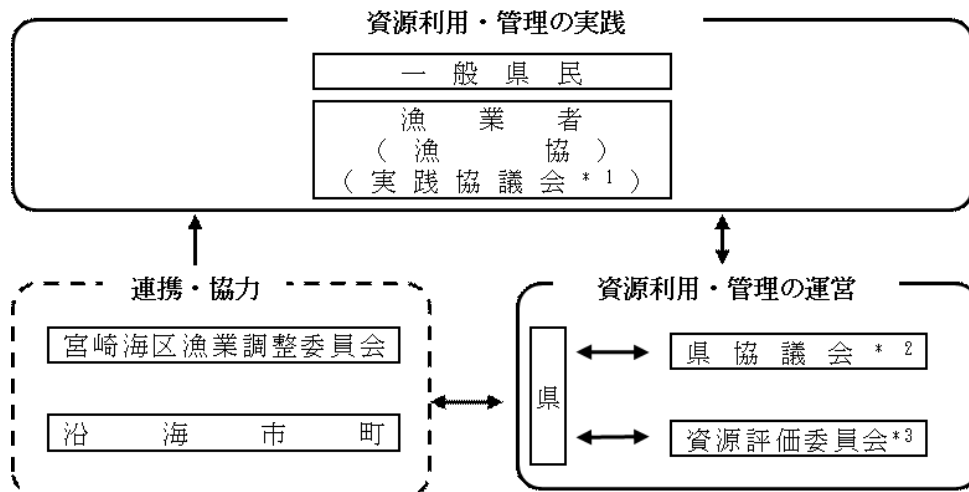


図2 推進体制

**\*1:実践協議会**

県漁業協同組合連合会(以下、「県漁連」という。)、沿海漁協、漁業者で構成。漁業者の意見の集約の場であり、資源管理を実践する漁業者を代表する組織。

**\*2:県協議会**

県、水産試験場、県漁連、県漁業共済組合、(一財)水産振興協会で構成。水産関係団体の意見を集約。資源管理の推進母体。

**\*3:資源評価委員会**

水産試験場、県、県漁連、外部有識者で構成。資源評価を行う組織。